

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

第2章中第2条の4の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第34条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

「
別表第3公園施設の項中 管理事務所会議室 を 管理事務所会議室キャンプ場 に改める。
」

別表第4中

管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
南エントランス管理事務所多目的室		を

管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
キャンプ場		午前9時から午後9時まで
南エントランス管理事務所多目的室		午前9時から午後5時まで

改める。

別表第6第1項第3号中

その他の催物	入場料を徴収	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

に利用する場合	しない場合				
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			を
照明設備	全点灯	1時間につき 1,910円			
	2分の1点灯	1時間につき 950円			

その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			
第1会議室		1,900円	1,900円	3,800円	540円
第2会議室		880円	880円	1,760円	250円
照明設備	全点灯	1時間につき 1,910円			
	2分の1点灯	1時間につき 950円			
シャワー		1人1回につき 100円			

改め、同項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の~次に次の1号を加える。

(10) キャンプ場

区 分	基 準 額
日帰り	1区画につき 1,000円

別表第6（注）第10項中「オートキャンプ場」の次に「又はキャンプ場」を加える。

附 則

この条例は、平成30年1月5日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

都市公園法施行令の一部改正により一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合の上限を定めるとともに、新たに整備した有料公園施設に係る供用日、供用時間及び利用料金の基準額を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。